配当公告

名古屋市中区千代田二丁目一四番一八号
破産者　東海部品有限会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十八年(フ)第二三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二八四、四〇二、六七四円
一、配当をすることができる金額
金四〇、五四二、八五七円
平成二十九年二月二十七日
名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四一〇号
破産管財人　山田　高司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県下都賀郡岩舟町大字曲ケ島一七五四番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　川俣　昇
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
栃木県栃木市錦町一四番八号
相続財産管理人　飯島　義治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市浦上台二丁目二七番地、最後の住所神奈川県横須賀市長井六丁目二一番七号サニーヒル
被相続人　亡　馬場　稔
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
神奈川県横須賀市小矢部二丁目二七番九号
棗グリーンハイツ二〇四
相続財産管理人　司法書士　安江　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市栃尾大野町一丁目八番地乙子、最後の住所新潟県柏崎市原町四番二三号なごみ荘
被相続人　亡　大崎美勇喜
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
新潟県長岡市三和三―一二三―一五小野塚ビジネスセンタービル二階　船山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　船山　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県都留市上谷一七六四番地一九、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小西　慶子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
山梨県都留市つる一丁目一番一号大国屋ビル二階富士の風総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　倉内　信崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本四二九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　米澤　知勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
事務所静岡県下田市六丁目三六番三号コーポイプサー―一〇一あじさい法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市妙見町七一八二番地第三、最後の住所名古屋市北区会所町八二番地の三楠市街地住宅三〇六号
被相続人　亡　蓮井　浩一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
名古屋市中区丸の内二丁目九番一四号
相続財産管理人　弁護士　平田　健人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県竹原市本町四丁目三七三二番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮南二丁目一番二二号
被相続人　亡　中本　榮子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
大阪市北区西天満四丁目三番二五号梅田プラザビル六階
相続財産管理人　弁護士　中路　哉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市東区丈六一九二番地二五、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　加藤　淳也
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所岡山県備前市伊部二四〇九番地一、登記記録上の住所備前市伊部二四〇九番地の一　被相続人　亡　文　春子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
事務所岡山市北区富田町二丁目一三番一二号コートサイドビル五階
相続財産管理人　弁護士　平井　徳秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市戸畑区北鳥旗町六番、最後の住所北九州市八幡東区西丸山町一番六―九〇二号
被相続人　亡　出口　英二
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
事務所広島市中区上八丁堀五番二七号
アーバンビュー上八丁堀四〇一号
相続財産管理人　弁護士　日野真裕美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大橋三丁目四七一番地、最後の住所不明
被相続人　亡　三宅　ハツ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十九年二月二十七日
福岡県行橋市大橋二丁目五番一五号
相続財産管理人　弁護士　國永　修一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年五月一日であり、株主総会の決議は、平成二十九年一月二十七日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十九年二月二十七日
札幌市白石区北郷九条七丁目七番三〇号
株式会社創研究所
代表取締役　石川　俊

第26期決算公告

平成29年2月27日
札幌市白石区北郷九条七丁目7番30号
株式会社創研究所
代表取締役　石川　俊

貸借対照表の要旨（平成28年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,106
	固定資産	470
	繰延資産	150
	合計	10,726
負債及び純資産の部	流動負債	11,889
	株主資本	△1,163
	資本金	11,000
	利益剰余金	△11,163
	その他利益剰余金	△11,163
	（うち当期純利益）	(5,607)
	自己株式	△1,000
	合計	10,726